

国内の遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方と考えられ得る効果・影響

【凡例】○：プラスの影響があるとするご意見、：マイナスの影響があるとするご意見、：その他のご意見、：現状等の説明

第4回資料5及び第5回資料2 - 1の 1の論点	現状維持	国内 PIC 制度を新たに導入	<u>国内 PIC 制度以外の仕組みを 新たに導入</u>
<p>(前文)</p> <p>生物多様性条約に基づく遺伝資源等に対する主権的権利の行使としての国内 PIC 制度を有してはいないが、生息域内又は生息域外において様々な方法で遺伝資源の保存と利用を図っている。</p> <p>国内 PIC 制度については、どのような目的や効果を期待するのかによって様々な様態が考えられ、これまでの遺伝資源の保存と利用に関する取組状況を踏まえた十分な検討が必要である。</p>		<p>・これまでの生息域内及び生息域外での遺伝資源の保存と利用に関する制度・事業に加えて、新たに国内 PIC 制度を導入する得失についての検討が必要。</p> <p><u>制度の導入による利害得失を考 える時間軸の検討が必要。</u></p> <p>法制化する場合には、許可と私契約である MAT の関係性、受益者 / 原因者負担の考え方、民有地における対応、制度の実施主体・手法等に係る検討が必要。</p> <p><u>例えば日本はコメの起源地ではな く、制度導入前に遡り、遺伝資源の 原産国がどこであるかを詮索する ことは有益な議論ではない。遡及し ないという原則は重要。</u></p> <p><u>作物に関しては、種苗法及び UPOV 条約との整合性をとるための検討 が必要。</u></p>	

第4回資料5及び第5回資料2-1の 1の論点	現状維持	国内PIC制度を新たに導入	<u>国内PIC制度以外の仕組みを 新たに導入</u>
<p>遺伝資源等を自然資本として適切に保存、利用して次世代へ継承</p> <p>生息域外及び生息域内において、遺伝資源が失われなように適切に保存・利用し、次世代へ継承していくことが必要である。これまで遺伝資源の収集・保存・供給体制の整備や自然環境の保全による遺伝資源の生息域の保全などはそれぞれに取り組まれてきているが、これらに加えて、国内PIC制度を新たに導入することの目的と効果は遺伝資源の次世代への継承という点で、どのようなものが、どの程度に考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域内においては、生物多様性保全上重要な地域、絶滅のおそれのある野生動植物、遺伝資源として重要な森林、学術価値が高く重要な動植物等についての遺伝資源の保存が図られる。 ・生息域外においては、ナショナルバイオリソースプロジェクトや各種のジーンバンクによるコレクション等に関する事業により、学術研究及び産業上有用な又は生物多様性保全上重要な遺伝資源の保存が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より遺伝資源に着目した保存・管理を可能とする制度も検討し得る。 <p><u>日本の生物資源は未解明な部分が多く、どのような資源が出てくるのか分からないのだから権利を保護することも必要。</u></p> <p><u>国内に留めておきたい遺伝資源について、内外差別的な運用を求める意見に如何に対応できるか懸念。</u></p> <p>国の資源としての遺伝資源の価値やその保護についての検討が必要。</p>	
<p>遺伝資源等のアクセス行為による生物多様性への影響の最小化</p> <p>自然環境保全地域や自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域等ではこれまでも、土石の採取等の開発行為や野生動植物の捕獲・採取の規制を実施している。これらに加えて国内PIC制度を新たに導入することの目的と効果は遺伝資源レベルの生物多様性影響の最小化を図るという点でどのようなものが、どの程度に考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な地域、遺伝資源として重要な森林等において、また、絶滅のおそれのある野生動植物、学術価値が高く重要な動植物等に対して、遺伝資源へのアクセス行為による生物多様性への影響について配慮される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外の地域等の生物多様性に負の影響を及ぼし得る行為の未然防止に資する制度も検討し得る。 <p>○生物多様性を損なわない形での持続可能な利用のルールを提示し得る。</p>	

第4回資料5及び第5回資料2-1の 1の論点	現状維持	国内PIC制度を新たに導入	<u>国内PIC制度以外の仕組みを 新たに導入</u>
<p>利益配分(金銭的及び非金銭的)による生物多様性の保全の推進</p> <p>議定書第9条を踏まえ、利益配分による生物多様性の保全への貢献として、金銭的な利益配分による生物多様性保全に関する事業の推進、非金銭的な利益配分による遺伝資源の利用の際に得られた生物多様性情報の取得(生物資源の同定に関する情報の蓄積により国内の遺伝子レベルの生物多様性情報を把握することなど)、それらに伴う生態系サービスの価値の可視化や保全コストの算定、アクセス時に得られた環境異変に関する情報の収集などが考えられるが、実際にどの程度の利益配分を期待できるか。また、金銭的利益配分については、契約主体や契約内容、公的機関の場合は配分の受け入れ方法、既に設定されている権利との調整など様々な論点の整理が必要ではないか。</p>	<p>・民法上の私契約の範囲内で利益配分が可能であるが、生物多様性保全への貢献がその用途となることは保証されない。</p>	<p>・生物多様性保全への貢献を、金銭的及び非金銭的な利益配分の用途とする制度も検討し得る。(オーストラリアの例:非商業目的でアクセスされた生物資源の分類学的な標本等を利用者から受け取り、生物多様性保全に活用している。)</p> <p>ABSが発想された際の経緯を踏まえ、配分された利益の用途として、生物多様性の保全がしっかりと位置付けられるべき。</p> <p>生物多様性条約では、長期的に見れば適正な利益配分は持続可能な利用を促進するという考え方に立っている。</p>	
<p>日本国内で取得した遺伝資源等であることの国際的な証明</p> <p>国内PIC制度が導入されれば、日本国内で取得した遺伝資源等を海外で利用する場合に、日本国内で適正に取得されたことを国際的に証明することにより、制度的に保証された遺伝資源等として国の内外での利用が促進され、国内遺伝資源等の探索の推進及び利用の促進につながる事が考えられるが、どの程度の需要が期待されるか。</p>	<p>・「国際的に認められた遵守の証明書」は発給されない。</p> <p>将来、国内遺伝資源を海外で利用する際に、日本国内で適正に取得されたものであることの証明が困難であった場合に、産業利用上の支障が生じないか懸念がある。</p>	<p>・「国際的に認められた遵守の証明書」が発給される。</p> <p>○どの国で適正に取得された遺伝資源であるかを保証する証明書があることは、ビジネスを世界的に展開する上で重要との意見もある。</p> <p>日本国内で取得したことの証明のために必要となるコストやデータを考慮すると、実効性が大きな課題。</p>	<p><u>アクセスは規制せず、日本国内で取得したことの証明のみを行う緩やかな制度とする選択肢もあり得る。</u></p> <p><u>○産業利用上は、上記のような制度が好ましい。</u></p>

第4回資料5及び第5回資料2-1の 1の論点	現状維持	国内PIC制度を新たに導入	<u>国内PIC制度以外の仕組みを 新たに導入</u>
<p>研究開発等への影響</p> <p>国内PIC制度を導入した場合、国内遺伝資源等の探索の推進及び促進をはじめ、国内の遺伝資源に関する調査、研究開発に負担となる可能性が考えられるのではないか。</p>	<p>・既存の法制度による手続きが引き続き必要。</p> <p>将来、国内遺伝資源を海外で利用する際に、日本国内で適正に取得されたものであることの証明が困難であった場合に、産業利用上の支障が生じないか懸念がある。(再掲)</p> <p><u>○生物多様性に係る研究を推進するためには、規制をしないことが最善。</u></p>	<p>規制による自縄自縛で国内遺伝資源が自由に使えなくなり、他方で、海外遺伝資源が資源国の囲い込みにより利用できない状態になれば、日本のバイオサイエンスとバイオ産業に致命的な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>例えば庭の土を取るにもPICが必要になれば、海外企業との競争力を削がれる要因になる。</p> <p>国内にある微生物、動物、植物、作物等の遺伝資源のライブラリーの運用が制限されることになれば、学術分野における国際競争力や国際協力の発展が阻害される。</p> <p><u>日本に制度がないことにより、海外から遺伝資源を提供されないような事態が生じる恐れもあるため、何らかの制度はあった方がいい。</u></p> <p><u>研究者を差別化する理由としては、生物多様性条約の目的を達成するために必要な研究を制限しないこと。</u></p>	

第4回資料5及び第5回資料2-1の 1の論点	現状維持	国内PIC制度を新たに導入	<u>国内PIC制度以外の仕組みを 新たに導入</u>
研究開発等への影響(続き)		<p><u>海外との共同研究の妨げにならないよう遺伝資源に対する権利は保有しつつも、非営利目的については最小限の手続き、できれば規制をしないような制度を希望。</u></p> <p><u>研究目的から商業利用目的に移行する際に、それまで適正にアクセスしていたことを如何にして証明するかが一つの課題。</u></p>	
<p>国内遺伝資源等へのこれまで通りのアクセスの維持</p> <p>国内遺伝資源等へアクセス環境を維持し、引き続きスピーディーな国内遺伝資源等の利用を可能とすることにより、国内遺伝資源等の探索の推進及び利用の促進につながるものと考えられるのではないか。</p>	<p>海外遺伝資源へのアクセスが困難になった場合に備え、国内遺伝資源への円滑なアクセスを確保することは、日本にとって戦略的に重要である。</p>	<p>海外とのサンプルのやりとりにあたり、政府の了解が必要になれば、時間がかかり、研究の阻害要因になる。</p> <p><u>制度を設ける場合は、minimal restrictionとtimely mannerが重要。restrictionは緩くとも時間がかかってはNG。timelyなものとする制度であれば受け入れられると思う。</u></p>	

第4回資料5及び第5回資料2-1の 1の論点	現状維持	国内PIC制度を新たに導入	<u>国内PIC制度以外の仕組みを 新たに導入</u>
<p>その他 将来的に、仮に国内PIC制度により遺伝資源等に対する主権的権利を行使する締約国が増え、我が国が国内PIC制度を導入しない場合には、何らかの支障が生じるおそれはないか。</p>	<p>例えば海外からもフリーにアクセスされることにより、遺伝資源を利用してきた地域の人々の権利・利益や国内企業の競争力が損なわれることがあるのではないかと懸念される。</p> <p>外国におけるアクセスにはさまざまな規制があるにもかかわらず、日本では割合自由にアクセスされることにより、日本の資源が海外に持ち出されるといいう危機感をもつ人もいると思われる。</p>	<p><u>国内PIC制度を導入している先進国が限られる中で、日本が新たに制度を導入し遺伝資源の囲い込みをすれば、途上国が日本に提供しなくなる可能性はないか懸念される。</u></p> <p>実効的な制度とするためには、行政コストを要する。</p>	